

介護予防・日常生活支援 総合事業が始まります

現在、要支援1または要支援2の認定を受けている人が利用している「介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）」および「介護予防通所介護（デイサービス）」は全国一律の基準で実施されています。この4月から、これらのサービスは介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）に移行されることになりました。

地域全体で高齢者を支える取り組み

団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年には、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症の高齢者の増加などが予測されます。このことから、地域での支援や見守りを必要とする高齢者も増加するものと思われま

す。このため、地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も介護予防に取り組むことが重要です。そこで、平成27年4月

に介護保険法が改正され、新たに総合事業が創設されました。

一人ひとりの状態や必要性に応じたサービスを

この総合事業は、平成29年度までにすべての市区町村で実施することとされ、本市においても平成29年4月から実施することになりました。総合事業は、

市区町村で行う地域支援事業のひとつとして、地域の高齢者の方々を対象にその方の状態や必要性に合わせたさまざまなサ

ビスを提供する事業で、要支援に認定された人などが利用できる「介護予防・日常生活支援サービス事業」と65歳以上の全ての人が利用できる「一般介護予防事業」で構成されます。

◎総合事業とは

■構成

「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」

■利用対象者

○介護予防・生活支援サービス事業：要支援1・要支援2の認定を受けた人や、国が定めた25項目の基本チェックリストにより事業対象者と認定された人

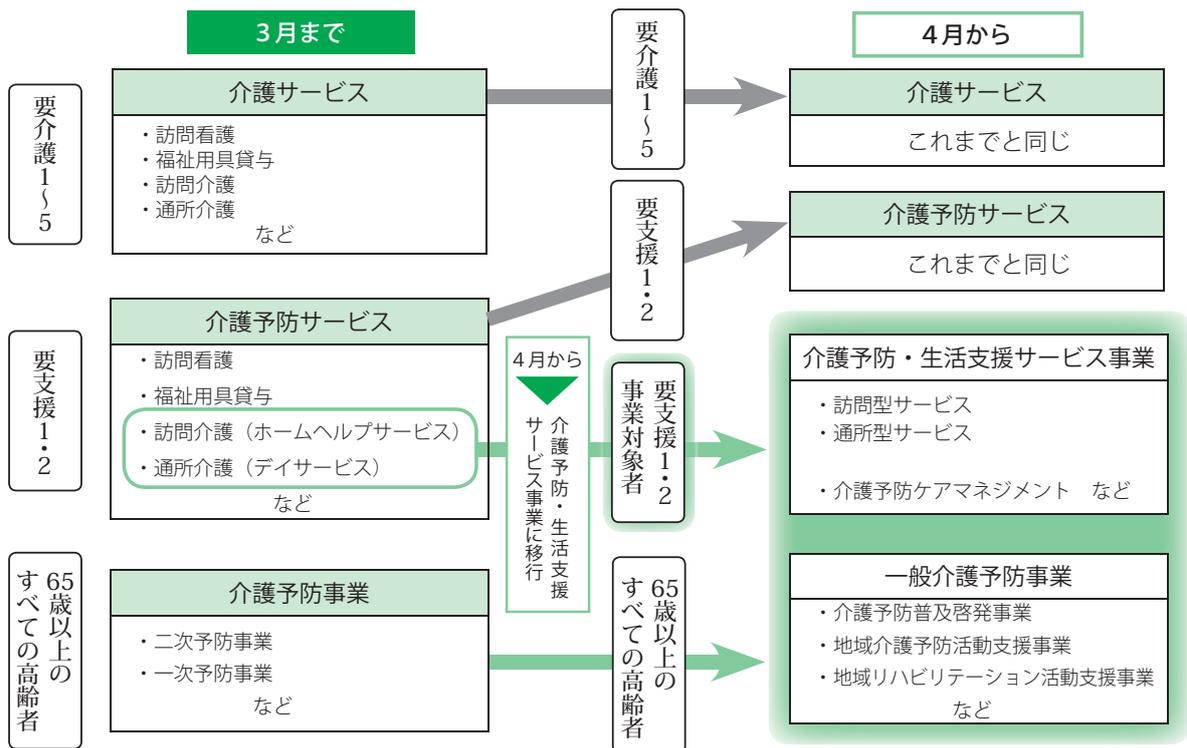
○一般介護予防事業：65歳以上のすべての人

■移行時期

4月1日(土)

問 伊奈庁舎介護福祉課 窓58
2111（内線4306）

新しい総合事業への移行図



【次ページへ続く】